

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 助成金等の支援について

世帯で申請

新型コロナウイルス感染症の影響を受け
主に **休業** 等により
収入が減少した

貸付 緊急小口資金(特例)

- 貸付上限:20万円以内
- 据置期間:1年以内
- 償還期限:2年以内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け
主に **失業** 等により
収入が減少した

貸付 総合支援資金(特例)

- 貸付上限:単身15万円以内、
2人以上20万円以内
- 据置期間:1年以内
- 償還期限:10年以内
- 貸付期間:原則3カ月以内

住居 を失った・
失うかもしれない

住居確保給付金

- (支給要件があります。)
- 支給額:家賃相当額(生活保護の住宅
扶助限度額が上限)
 - 支給期間:原則3カ月(延長ができる
場合もあります。)

問 市社会福祉協議会 ☎547-8319

新型コロナウイルス感染症の影響を受け
一時的に **収入** が
減少 した
ひとり親の人

母子・父子・寡婦福祉資金(生活資金)

- ひとり親となって7年未満の人またはひとり親で離職後1年以内の人が生活
資金を借りる際、保証人がいないときに必要な利子を補給(年利1.0%)

問 子育て支援課 ☎537-5721

新型コロナウイルス感染症の影響を受け
家計 が **急変** し、
子どもの
学資 が **足りない**

就学援助(感染症の影響による家計急変に対応します。) ※支給要件があります。

- 就学(小・中学校・義務教育学校)に必要な経費の一部を援助

大分市緊急採用奨学資金(資格要件があります。)

- 貸与額:高校・高専(国公立)10,000円/月 (私立)20,000円/月
大学・短大 45,000円/月
- 貸与期間:貸与決定月から1年間 ●返還期間:15年以内

問 学校教育課 ☎537-5903

事業主が申請

資金繰り
のため
融資 を
受けたい

危機関連保証

15%以上売上減

セーフティネット保証4号・5号 <4号>20%以上売上減 <5号>5%以上売上減

利子補給事業

- 運転資金(上限3,000万円)にかかる利子(年利1.3%)
- 補給期間:3年間

問 創業経営支援課 ☎585-6029

感染拡大防止
のために、
施設改修 したい

感染予防対策施設改修支援事業費補助金

- 補助対象者:(1)事業所が市内にある(2)中小規模事業者である
- 補助対象経費:感染拡大防止に係る施設改修費の実費
- 補助率:5分の4 ●補助限度額:30万円 ●対象:4月1日以降の改修費用

問 開発建築指導課 ☎537-5635

経営
などについて、
相談 したい

中小企業者・個人事業主 経営・金融相談窓口

- 受付時間:月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分(祝日を除く)

問 創業経営支援課 ☎585-6029

福祉施設が申請
医療機関

運営資金 を
借り入れた

医療機関運営資金貸付金利子補給金

- 補給期間:最大3年間

問 保健総務課 ☎536-2222

障がい者福祉施設等運営資金貸付金利子補給金

- 補給期間:最大3年間

問 障害福祉課 ☎537-5785

高齢者福祉施設等運営資金貸付金利子補給金

- 補給期間:最大3年間

問 長寿福祉課 ☎537-5744

その他にも各種助成があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。